

改 正 案

現 行

<p>(ⅱ)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 660 223 1108">図書の書類</td> <td data-bbox="223 660 311 1108">(3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 862 223 1108">明示すべき事項</td> <td data-bbox="223 862 311 1108"></td> </tr> </table>	図書の書類	(3)	明示すべき事項		<p>(確認申請書の様式)          第一条の三 (略)          2・3 (略)          4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。          一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）          イ・ロ (略)          八 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類          (1) 次の表一の各項の(ⅱ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる図書          (2) 次の表二の各項の(ⅱ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）          二〇五 (略)</p>
図書の書類	(3)				
明示すべき事項					
<p>(ⅱ)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1579 223 2038">図書の書類</td> <td data-bbox="223 1579 311 2038">(3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1780 223 2038">明示すべき事項</td> <td data-bbox="223 1780 311 2038"></td> </tr> </table>	図書の書類	(3)	明示すべき事項		<p>(確認申請書の様式)          第一条の三 (略)          2・3 (略)          4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。          一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）          イ・ロ (略)          八 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類          (1) 次の表一の各項の(ⅱ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる図書          (2) 次の表二の各項の(ⅱ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）          二〇五 (略)</p>
図書の書類	(3)				
明示すべき事項					

										(十)	(九) (一)
										法第三十 六条の規 定が適用 される建 築設備	(略)
令第二百十 九条の第三 一項第二号		令第二百十 九条の第三 一項第一号 及び第二項 第一号並び に第二百十 九条の四か ら第二百十 九条の十一 までの規定 が適用され るエレベ ーター								(略)	
エスカレータ の仕様書		(略)		エレベーター の構造詳細図		エレベーター の仕様書		(略)		(略)	
エスカレーター		(略)		エレベーターの かこの構造		エレベーターの かこの定格速度		保守点検の内容		(略)	(略)

										(十)	(九) (一)
										法第三十 六条の規 定が適用 される建 築設備	(略)
令第二百十 九条の第三 一項第二号		令第二百十 九条の第三 一項第一号 及び第二項 第一号並び に第二百十 九条の四か ら第二百十 九条の十一 までの規定 が適用され るエレベ ーター								(略)	
エスカレータ の仕様書		(略)		エレベーター の構造詳細図		エレベーター の仕様書		(略)		(略)	
エスカレーター		(略)		エレベーターの かこの構造		エレベーターの かこの定格速度		保守点検の内容		(略)	(略)

二

(七) (一)		(六) (一)								
(略)	(1)	(略)	及び第二項 第二号並び に第二百二十 九条の十二 の規定が適 用されるエ スカレータ							
	(3)		(略)	<table border="1"> <tr> <td>図</td> <td>エスカレータ の構造詳細</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">保守点検の内容</td> <td rowspan="2">度</td> <td rowspan="2">の 踏段の 定格速</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エスカレータ の踏段の構造</td> </tr> </table>	図	エスカレータ の構造詳細	(略)	保守点検の内容	度	の 踏段の 定格速
図	エスカレータ の構造詳細	(略)	保守点検の内容	度	の 踏段の 定格速					
	エスカレータ の踏段の構造									

二

(七) (一)		(六) (一)								
(略)	(1)	(略)	及び第二項 第二号並び に第二百二十 九条の十二 の規定が適 用されるエ スカレータ							
	(3)		(略)	<table border="1"> <tr> <td>図</td> <td>エスカレータ の構造詳細</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">保守点検の内容</td> <td rowspan="2">度</td> <td rowspan="2">の 踏段の 定格速</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エスカレータ の踏段の構造</td> </tr> </table>	図	エスカレータ の構造詳細	(略)	保守点検の内容	度	の 踏段の 定格速
図	エスカレータ の構造詳細	(略)	保守点検の内容	度	の 踏段の 定格速					
	エスカレータ の踏段の構造									

(六)	令第二百二十九条の第十四項の認定を受けたものとする構造の安全装置を有するエレベーター	令第二百二十九条の第十四項に係る認定書の写し
	(略)	

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

- 二 (略)
- 三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(六)		
	(略)	

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

- 二 (略)
- 三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(九)	(八)	(七)
(略)	(略)	(略)
第一項の表四 の(三)項の(ろ)欄 に掲げる図書 、前項の表一 の(十)項に掲げ るエスカレー ター強度検証 法により検証	第一項の表四 の(三)項の(ろ)欄 に掲げる図書 、前項の表一 の(十)項に掲げ るエレベータ ー強度検証法 により検証を した際の計算 書並びに前項 の表二の(五)項 、(六)項、(七)項 及び(六)項の(ろ) 欄に掲げる図 書	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(九)	(八)	(七)
(略)	(略)	(略)
第一項の表四 の(三)項の(ろ)欄 に掲げる図書 、前項の表一 の(十)項に掲げ るエスカレー ター強度検証 法により検証	第一項の表四 の(三)項の(ろ)欄 に掲げる図書 、前項の表一 の(十)項に掲げ るエレベータ ー強度検証法 により検証を した際の計算 書並びに前項 の表二の(五)項 、(六)項及び(七) 項の(ろ)欄に掲 げる図書	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(十)	(略)	第一項の表四の(三)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)

二 (略)  
6 9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)  
第二条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

(十)	(略)	第一項の表四の(三)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)

二 (略)  
6 9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)  
第二条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認  
証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建  
築設備の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書につ  
てはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書に  
ついては同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(六)	(五)	(四) (一)	
(略)	(略)	(略)	(イ)
第一条の三第 書類	第一条の三第 四項の表一の 九項に掲げる エレベーター 強度検証法に より検証をし た際の計算書 、同項の表二 の(五)項、(六)項 及び(七)項及 び(八)項の(三) 項の(ロ)欄に掲 げる図書並び に前項第一号 口(4)に掲げる 書類		(ロ)
(略)	(略)		(ハ)
(略)	(略)		(ニ)
(略)	(略)		(ホ)

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認  
証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建  
築設備の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書につ  
てはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書に  
ついては同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(六)	(五)	(四) (一)	
(略)	(略)	(略)	(イ)
第一条の三第 掲げる書類	第一条の三第 四項の表一の 九項に掲げる エレベーター 強度検証法に より検証をし た際の計算書 、同項の表二 の(五)項、(六)項 及び(七)項の (三)項の(ロ)欄 に掲げる図書 並びに前項第 一号口(4)に 掲げる書類		(ロ)
(略)	(略)		(ハ)
(略)	(略)		(ニ)
(略)	(略)		(ホ)

(七)	
(略)	
四項の表一の (九)項に掲げる エスカレータ 強度検証法 により検証を した際の計算 書、同項の表 書の(六)項及び 二の(六)項及び (三)項の(ろ)欄に 掲げる図書並 びに前項第一 号口(4)に掲げ る書類	
(略)	
(略)	
(略)	

3  
6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)  
 第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規  
 定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする

(七)	
(略)	
四項の表一の (九)項に掲げる エスカレータ 強度検証法 により検証を した際の計算 書、同項の表 書の(六)項及び 二の(六)項及び (六)項の(ろ)欄に 掲げる図書並 びに前項第一 号口(4)に掲げ る書類	
(略)	
(略)	
(略)	

3  
6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)  
 第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規  
 定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする

(五)	(四) (一) }	(略)	(略)
令第四百四十三条第二項の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター（この項において「乗用エレベ	(略)	(略)	(略)
		図書の書類	(3)
		明示すべき事項	

- 一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）
- イ（略）
- ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
- (1) 次の表二の各項の(ⅱ)欄に掲げる工作物 当該各項の(3)欄に掲げる書類
- (2) 次の表三の各項の(ⅱ)欄に掲げる工作物 当該各項の(3)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）
- 二・三（略）
- 二（略）

(五)	(四) (一) }	(略)	(略)
令第四百四十三条第二項の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター（この項において「乗用エレベ	(略)	(略)	(略)
		図書の書類	(3)
		明示すべき事項	

- 一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）
- イ（略）
- ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
- (1) 次の表二の各項の(ⅱ)欄に掲げる工作物 当該各項の(3)欄に掲げる書類
- (2) 次の表三の各項の(ⅱ)欄に掲げる工作物 当該各項の(3)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）
- 二・三（略）
- 二（略）

「ター等」という。）

令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百十九条の十二の規定が	エスカレーター の仕様書	(略)	(略)	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの構造 かこの構造	保守点検の内容	エレベーターの かこの定格速度	(略)	(略)	令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百十九条の十二の規定が

「ター等」という。）

令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百十九条の十二の規定が	エスカレーター の仕様書	(略)	(略)	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの構造 かこの構造	保守点検の内容	エレベーターの かこの定格速度	(略)	(略)	令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百十九条の十二の規定が

三

(一)		
乗用エレベーターで観光のためのもの		(い)
制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものとするもの	安全装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する	(略)
		(3)

(六)		
適用されるエスカレーター		(略)
エスカレーター	エスカレーターの構造詳細	(略)
エスカレーター	エスカレーターの階段の構造	(略)
エスカレーター	エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	(略)

三

(一)		
乗用エレベーターで観光のためのもの		(い)
制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものとするもの	安全装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する	(略)
		(3)

(六)		
適用されるエスカレーター		(略)
エスカレーター	エスカレーターの構造詳細	(略)
エスカレーター	エスカレーターの階段の構造	(略)

(±)	(二) 5	
(略)		二項において準用する令第二百二十九条の十第四項の認定を受けたものとするもの
		令第二百二十九条の十第四項の認定に係る認定書の写し

2  
8 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(略)	(ii)	(3)
		四十万円
		七十万円
	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	
	令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	
	令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十万円

(±)	(二) 5	
(略)		

2  
8 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(略)	(ii)	(3)
		四十万円
	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	

( 醫 )

( 醫 )